

2025 年 6 月

北中城村議会一般質問質問

平安山和美議員

質問

■質問 1 重要土地利用規制法について。

重要土地利用規制法（土地利用規制法）とは、基地や原発など安全保障上特に重要な施設周辺及び国境離島を「注視区域」「特別注視区域」に指定し、住民を調査・監視するとともに、重要施設や国境離島の安全保障上の機能への「阻害行為」を行う、またその恐れがある者を処罰するものである。また、「特別注視区域」での不動産取引には事前の報告義務が課されるため、地価の下落、不動産取引の停滞、自治体税収の減少も懸念されている。以下の点について伺う。

- (1)本村の指定区域の指定状況について。
- (2)指定区域の指定にあたって、どのような意見を意見を述べたのか。
- (3)本村の指定についての意見に対する内閣府の回答は、どのような内容だったのか。
- (4)重要施設の機能を阻害する行為が判明すれば、勧告や罰則を科すとなっているが、現状はどうなっているのか。
- (5)内閣府からの情報提供依頼について、法 7 条及び法 22 条に関連して、村は内閣府から情報提供を求められたのか。
- (6)本村は内閣府から求められた情報を提供した場合、または今後する場合、それは住民の個人情報だとしたら当該個人に通告するのか。また、当該個人から情報開示請求があった場合提供した情報を開示するのか。
- (7)求められた情報が個人情報であり、法 22 条による情報提供依頼の場合は、拒否できると考えるが、当局の見解を伺う。

再質問

- ・（北中城村の区域指定について）これより再質問を行っていきたいと思います。本村指定の指定状況について、村域の 12 字ということなのですが、それ以外、指定されていない地区というのは、どこの地区なのでしょう。
- ・（北中城村の区域指定について）本村は 14 地区ですが、15 地区という認識があったんですが。
- ・（北中城村の区域指定について）私のほうでもリストを調べたら、石平が入っていないんですが、安谷屋という、地番という形で石平が入っていないという認識でよろしいですか。

- ・(北中城村の区域指定について) 指定されている地域は、本村の総面積に占める割合は大体どれくらいでしょうか。
- ・(北中城村の区域指定について) 本村において対象区域となる箇所は、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧ですが、12 字地区全てが両施設からの対象というふうになっているのでしょうか。
- ・(北中城村の区域指定について) そうですね。本村の約半分がその対象区域ということで、本村の総面積に占める米軍基地の割合は大体どのくらいですか。
- ・(北中城村の区域指定について) 14%で本村の約 5 割が対象区域になるというところでは、かなり大変な法律なのかという認識だと思います。指定区域に指定された土地の所有者や居住者には、指摘内容は通知されているのでしょうか。
- ・(指定区域住民への周知について) これは、字、番地を細かく周知されて、自分が該当しているのか、していないのかということは、ホームページを見れば分るということでしょうか。
- ・(住民からの問い合わせについて) 住民から役場に対して指定区域に入っているかという問い合わせ等はありませんか。
- ・(北中城村の区域指定について) なかなかこの法律というものは、とても厳しい問題で、私も勉強会があって、こんなに大変なんだということを自覚したというところなんです。住民は、そのことというのは、なかなか周知というか、理解されていない方が多いと思いますが、今後、本村としては、その方達に対してどのような手立てを考えているのか。あればお願いします。
- ・(北中城村から内閣府への意見について) 2 つ目に行きます。基地負担費への懸念や、住民説明会説明会場の場を設けていただきたいと言うことで、村長のほうは申し上げているようですが、それ以外の意見はどのようなものがありましたか。
- ・(北中城村から内閣府への意見について) これ以外は、特に本村からは、意見は述べていないということでしょうか。
- ・(北中城村から内閣府への意見について) その回答をした後、内閣府からどのような回答が示されたのでしょうか。
- ・(北中城村の意見に対する内閣府の回答について) では、その自治体からの意見ということでの資料提供の中で、本村に関わる回答はどのようなものがありましたか。
- ・(普天間爆音訴訟団からの申し入れにつて) 内閣府のホームページを見るとという村民はなかなかいられないというふうに思います。これから私たちの生活にとって、とても大切なことだというふうに思います。

2024 年 1 月 5 日に村長は、第 3 次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団から、普天間飛行場周辺を特別注視区域に指定することに関する緊急申し入れを受けています。申し入れでは、特別注視区域に関係する自治会で住民説明会をおこなうよう、村長に対して直接要請がなされています。そのときタイムスの記事によると、住民の財産権に及ぶので、

住民説明会は国にしっかりやって欲しいと報じられています。また、土地利用にそぐわない線引きの場合は、国に変更を求める考えを示しています。そこで、先ほど加重からも答弁がありましたように、国は独自で説明会はやらないということに対して、やはり行政として、住民の声明と財産を守る立場で、本村のほうで、村長を初め住民説明会を行うという考えはないのでしょうか。

- ・(阻害行為に対する勧告・罰則について) 国の法律ということで、越権行為というような形もあるんだねということを、今改めて答弁を聞いて理解いたしました。やはり私たちの生命と財産を守る上で、行政として、私たち議員も何ができるのかということを、しっかりお互い考えていけたらというふうに思ったところです。

次に阻害行為について、勧告や罰則を科すことになっているということで、令和6年3月31日現在においてはなされていないということなのですが、この重要施設の機能を阻害する行為の内容は曖昧さを感じますが、何か明確に示されている文書等というのはあるのでしょうか。また、本村は、どのようにそれが抵触するのかなというような考えはお持ちでしょうか。

- ・(情報提供依頼に対する対応について) 分かりました。なかなか、これだけ聞く分については、普通に生活している分においては、害がないのかなというふうに思いますが、ただ、昨今の状況から考えましたら、拡大解釈されていくんじゃないかという懸念は個人的に思ったりしていますので、それはお互いしっかりアンテナを張って、住民に被害が及ばないようなということを常に考えていけたらと思います。

次にですね、内閣府から情報提供を求められたということはないということについては了解いたしました。

次に個人情報については、個々の事例に応じて対応いたしますとの答弁ですが、対応するに当たっての、具体的にこのような事例であればこういう対応をするみたいな案といえますか、マニュアルみたいなものというのはお持ち何でしょうか。

- ・(法22条における協力について) なかなか法律は難しくて、解釈がとても厳しいなと思っています。ただ、今後も住民に不利益にならないような形で対応していただけたらというふうに思います。

次に法22条における協力についても、個々の事例に応じて対応しますということなのですが、情報提供、その他の協力依頼は、依頼であって、自治体には、必ずしも依頼に答える義務はないというのが大方の法解釈ではないかなというふうに思います。(6)と同じような形という認識でよろしいでしょうか。

- ・(北中城村議会の「戦後80年の節目に、沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書」と住民の権利侵害への対応について) 住民を守るのが行政の仕事ですので、そこはしっかり、不利益にならないように、これまでどおりまたやっていただけたらというふうに思います。

最後に土地利用規制法の問題点として、安全保障上の理由による土地利用規制は、住民

のプライバシー権、財産権、表現の自由などを侵害するおそれがあるため、否定的な意見が多く見られます。また、経済活動やまちづくりに悪影響が出ることが懸念されます。ロウワープラザの緑地広場も、特別注視区域に指定されています。本村は教育、福祉の水準が高く、移住希望者にも人気のある自治体です。本村議会は6月6日の本会議において、「戦後80年の節目に、沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書」を前回一致で可決しました。地方自治体は住民の生命と財産を守り、安全で安心できる地域社会を築くために、様々な役割を担っていると思います。災害時だけでなく、日常的に住民の生活を支え、地域社会の発展に貢献することが求められていると思いますので、改めて当局の見解を伺いたいと思います。